

## 「茨城県おかえりマーク」の利用について

認知症の症状によって、外出先から自宅に帰れなくなり警察などに保護された場合に備えて、「おかえりマーク」を靴や杖、衣服など身の回りの物に付けておくと、警察などからの照会に対し、迅速にご家族へ連絡することができます。

利用にあたっては、市町村への事前の登録が必要になります。登録した情報は、ご家族等の同意を得て、茨城県警察本部へ提供します。

利用を希望される方は、お住まいの市町村高齢福祉担当課又は地域包括支援センターへご相談ください。

### ■対象となる方

- 1 おおむね 65 歳以上で、認知症及び認知症の疑いにより徘徊行動が見られる者  
又は徘徊のおそれのある者
- 2 若年性認知症により徘徊のおそれのある者

### ■配付するもの

登録番号の入った2種類のおかえりマークを配付

- 1 靴や杖などにつける「防水反射素材シール」
- 2 衣服などにつける「アイロンシール」

### ■費用

無料

### ■登録内容

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先など

